

千葉市収入証紙現金還付に関する事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、千葉市収入証紙条例を廃止する条例（令和7年千葉市条例第49号。以下「条例」という。）附則第2項に規定する、千葉市収入証紙（以下「証紙」という。）の返還に伴う現金還付に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 現金還付の手続き

証紙を返還して現金の還付を受けようとする者は、「千葉市収入証紙現金還付請求書」（様式第1号。以下「請求書」という。）に還付金振込先口座番号等を記入し、返還しようとする証紙を添えて、市長へ請求するものとする。

2 前項の規定による請求は、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで、窓口への持参又は郵便（必着）の方法により会計室で受け付ける。

3 前各項の規定により請求を受けた場合、「千葉市収入証紙現金還付請求書受付簿」（様式第2号）に登載し、会計室長が請求内容を適当と認めるときは、返還した証紙の券面額に相当する金額を口座振込の方法により、請求者へ還付するものとする。

第3 還付を受けることのできない証紙

条例附則第2項に規定する、消印された証紙又は著しく汚染し、若しくは毀損した証紙とは、次の各号に該当するものとする。

(1) 証紙に消印が押されたもの。ただし、請求者の責によらず、収入証紙をもって納付された諸収入金に過誤納があったときは、この限りでない。

(2) 証紙であること及び券面額が確認できない程度に汚損しているもの。ただし、複数の証紙が切り離されていない状態の汚損証紙は、その一部で証紙であること及び券面額が確認できるものは、この限りでない。

(3) 一枚の証紙が2片以上に分離したもの。ただし、破片を組み合わせて原形が復元できるもの、又は残片が3分の2以上あり証紙であること及び券面額が確認できる程度のき損は、この限りでない。

第4 返還された証紙の取扱い

請求書裏面に貼付し、本市に返還された証紙は、当該証紙の彩紋の3分の1以上を消印等により抹消する。

2 前項により抹消した証紙は、請求書の保存期間満了後、機密文書の廃棄と同様の方法により速やかにかつ確実に処分するものとする。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、証紙返還に伴う現金還付について必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要領は、令和13年5月31日限り、その効力を失う。